

# 令和7年度山形県障がい者相談支援従事者研修（現任研修）実施要領

## 1 目 的

様々な生活ニーズを有する地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な福祉、保健、医療、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことによりその中心的な役割を担う相談支援従事者を養成することを目的とします。

## 2 主 催 山形県

## 3 主 管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

## 4 受講対象者

以下の要件を満たす方。

山形県内にある指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方。  
(相談支援専門員の資格が継続している)

### ○初任者研修受講後初めて受講する方

受講開始日前（令和7年6月12日）までの5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

### ○現任研修を過去に1回以上修了している方

次の①または②に該当する方。

①現に相談支援業務に従事している方。

②（現に相談支援業務についていない方の場合）受講開始日前（令和7年6月12日）までの5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

※ 相談支援従事者主任研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなされます。

※ 「相談支援業務」とは基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにおける相談支援の業務がこれに当たります。

※ 「2年以上の相談支援の実務経験」とは、「相談支援業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に従事した期間が360日以上あること」をいう。（有給休暇、休職期間は含まない。）

※ 相談支援専門員は更新が必要な資格です。初任者研修修了の次年度を初年度として、その後5年度毎に当研修を受講しないと失効し、相談支援専門員の業務ができなくなります。（「相談支援専門員の資格有効期限と研修受講のイメージ」を参照のうえ、各々の資格有効期限を御確認ください。）

※ 平成22年度、平成27年度又は令和2年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方のうち、定められた期間内に現任研修をまだ受講されていない方は、今回の現任研修を修了しなかった場合、令和7年度末で資格が失効しますので御注意ください。

※ 令和6年度末で、旧カリキュラム受講者に対する経過措置は終了しました。

## 5 研修日程、会場

全4日間（インターバル実習2回実施）で行います。詳細は受講決定時にお知らせします。

開催日：令和7年6月13日（金）、7月10日（木）、8月6日（水）、9月10日（水）

（第2日目と第3日目の間に1回、第3日目と第4日目の間に1回インターバル実習があります。）

会 場：未定（後日お知らせします。）

※ 今年度からインターバル実習は2回実施します。

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

## 6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

## 7 受講申込

### (1) 申込に係る注意事項

- ◇ 同一事業所から複数名の申込みを行う場合は、必ず優先順位を付してください。
- ◇ 受講決定後の受講者の変更はできません。
- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

### (2) 申込方法

山形県ホームページに掲載の申込フォーム（やまがた e 申請 山形県電子申請サービス）より申込みをしてください。受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。

### 【重要】

電子申請の完了後、「申込完了」のメッセージ、「整理番号」「パスワード」が表示されます。（参考資料「[電子申請の手順⑦申込完了](#)」）また、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。画面に表示されない場合、メールが届かない場合申込が完了していない可能性があります。申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

**電子申請の流れ** 「[電子申請の手順](#)」を参照してください。

#### ① 「令和 7 年度山形県障がい者相談支援従事者研修の開催について」

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

「現任研修」「申込方法」にある URL リンクをクリックしてください。

または、

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」

[https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action)

「手続き一覧」の中から、「令和 7 年度山形県障がい者相談支援従事者研修（現任研修）受講申込」をクリックしてください。

#### ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。

※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。

#### ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームの URL が送信されます。

※ 迷惑メール対策や URL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。

#### ④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。

※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。

※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。**電子申請は早めに手続きしてください。**

- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けてください。

【申込内容を確認する場合】 **「申込内容の確認方法・申込内容の変更」を参照してください。**

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

申込内容照会：[https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を修正する場合】

**申込内容照会** メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

### ※ 注意事項

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

### 必要書類等

【受講希望者全員】

- ① 実務経験証明書
- ② 返信用封筒（受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。）  
長形3号封筒（A4用紙が三つ折りに入るサイズ。これより小さいサイズは不可。）を使用し、110円切手を貼付のうえ、宛先（住所・所属事業所・受講者氏名）を記入してください。  
※ 事業所ごとの一括送付希望は受け付けません。必ず、受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。

【該当者のみ】

- ③ **山形県以外**で研修を修了した場合  
相談支援従事者研修（初任者研修）（現任研修）の修了証書の写し  
（なお、山形県主催の研修を修了された方は不要です。）
- ④ 研修修了時から氏名が変更となっている方  
電子申請の入力フォームにその旨を入力し、氏名変更があったことを証明する書類の写し（マイナンバーカードを除く）を添付してください。  
（例：研修修了時の氏名が記載されている運転免許証の写し、住民票の写し等）

申込締切日まで必要書類等を郵送してください。

《送付先》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課 宛

『現任研修添付書類 在中』と記載してください。（令和7年5月16日（金）当日消印有効）

なお、御提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

### (3) 申込締切日

電子申請：令和7年5月16日（金）17時00分まで手続き完了

書類提出：令和7年5月16日（金）当日消印有効

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ 締切を過ぎたお申し込みは、いかなる事情があっても受付しませんので、御注意ください。

(4) 定員は 72 人とし、定員を超える申込みがあったときは、今年度更新期限の方※を最優先として受講者を選定します。先着順ではありません。

※ 令和 7 年度は平成 22 年度、平成 27 年度及び令和 2 年度相談支援従事者初任者研修修了者

(5) 受講可否の決定通知は、令和 7 年 5 月中旬に郵送で通知する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(6) 受講決定者は必ず全日程の 4 日間出席くださるようお願いいたします。遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

## 8 研修受講にあたっての注意事項及び留意事項

- ◇ 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ◇ 遅刻や離席（15分以上）をした場合、欠席とします。なお、途中退席も 15 分以上は欠席とみなします。翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。科目の免除はありません。
- ◇ 入所施設等で従事されている方もおられますので、受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。発熱・咳等の症状があるなど体調の悪い方は、研修の受講をお控えいただく場合があります。
- ◇ 会場内が暑い場合、又は空調設備により涼しくなる場合がございますので、着脱しやすい衣服による調整や水分の御用意を各自お願いいたします。

## 9 自然災害の発生時と対応について

自然災害発生の影響により、主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。延期・中止の再の詳細はホームページにてお知らせします。

自然災害により出席が困難となった場合は、山形県障がい福祉課もしくは山形県社会福祉事業団あて御連絡ください。

## 10 修了証書

全科目（講義、演習及び実習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合
  - ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話、スマートフォン等の使用等を含む）
  - ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
  - ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であっても受講を取り消す場合があります。
- ※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。
- ※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。紛失した場合、研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には「修了証明書」を発行します。希望される方は、山形県障がい福祉課（023-630-2148）まで連絡をしてください。なお、発行までに 2～3 週間の時間を要します。紛失しないよう管理をお願いします。

## 11 受講者があらかじめ準備するもの【必須】

受講するためには、下記テキストを準備していただく必要があります。受講者は当該テキストを当日持参してくださるようお願いいたします。

「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」  
※日本相談支援専門員協会 eラーニング指定テキスト  
(著者) 日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集  
(出版社) 中央法規出版株式会社  
(価格) 3,410 円 (税込)

【留意事項】

研修会場での販売等はしませんので、必ず各自で準備してください。

## 1.2 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき10,800円を申し受けます。(徴収方法は受講決定時に連絡します。)なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿の作成、履修状況管理、研修修了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用させていただきます。
- (4) 山形県内の各市町村相談支援体制の整備のため修了者の情報について、各市町村の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめ御了承ください。
- (5) 研修の開催に際し変更があった場合には、下記URL(山形県ホームページ)に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

- (6) 本研修に関する問い合わせは下記にお願いします。

※ 申込期間中は問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等がありますので御容赦ください。

《研修の内容(事前課題、受講料振込等)、電子申請以外の受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

電話受付時間：平日 9時～17時00分(12時～13時を除く)

《研修制度(資格要件等)に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

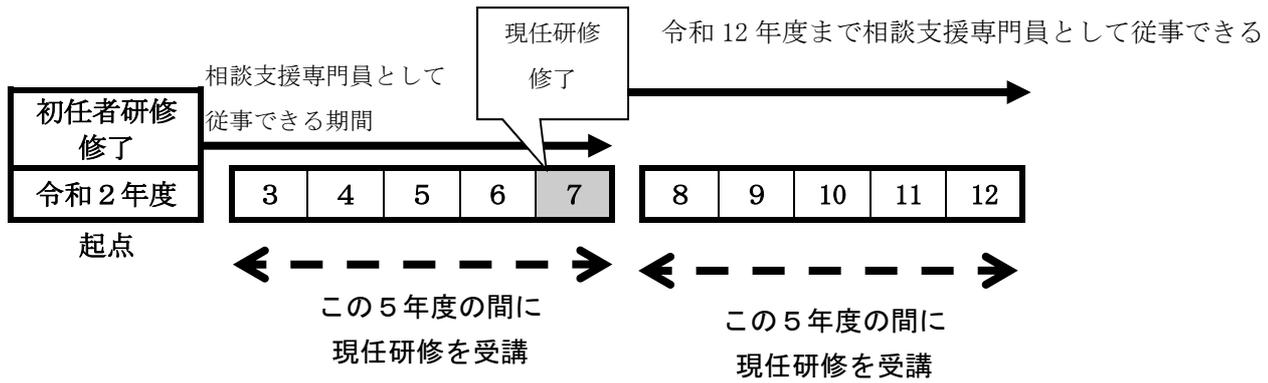
山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

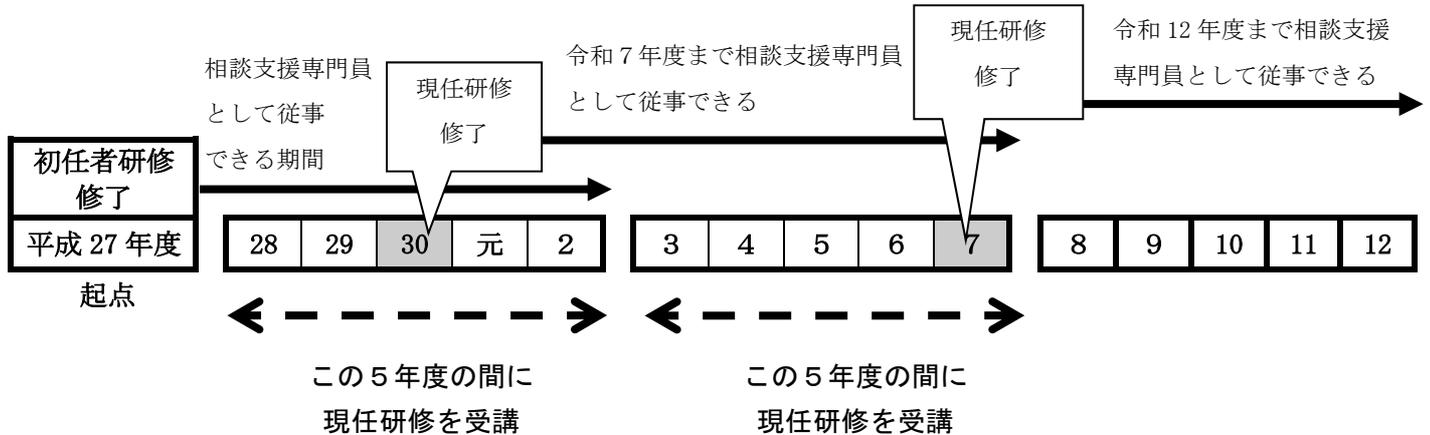
電話受付時間：平日 9時～16時30分(12時～13時を除く)

<参考>相談支援専門員の資格有効期限と研修受講のイメージ

【例1：令和2年度に初任者研修を修了した場合】



【例2：平成27年度に初任者研修を修了し、平成30年度に現任研修を修了した場合】



相談支援専門員の資格を継続するためには、初任者研修を修了した翌年度から数えて、5年ごとの期間内に現任研修を修了する必要があります。

2回目以降の現任研修受講年度も、初任者研修の修了年度を起点に数える点は変わりませんので、5年以内のどの時期に現任研修を受けても、次回現任研修を受けなければならない期限は変わりません。なお、同一期間中に2回以上現任研修を受講された場合も5年サイクルの期間は変わりません。（資格の有効期間がその分延長されることはありません。）

なお、この5年間に現任研修を修了していない場合、相談支援専門員としては資格を失い、初任者研修から再度修了する必要があります。

これは、実務経験が不足しており受講要件を満たせず、期間内に現任研修を受講できなかった場合も同様ですので御注意ください。